

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第72号 指定管理者の指定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し採決いたします。

日程第8、議案第72号 指定管理者の指定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。よって、議案第72号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美予算特別委員長。

(金子豊美予算特別委員長登壇)

○金子豊美予算特別委員長 令和7年12月市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました議案第78号 令和7年度長井市一般会計補正予算第7号の令和7年度補正予算案1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、12月12日に審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会がありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第78号 令和7年度長井市一般会計補正予算第7号の補正予算1件につきましては、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第78号 令和7年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第9、議案第78号 令和7年度長井市一般会計補正予算第7号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第78号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

委員会付託の省略について

○内谷邦彦議長 お諮りいたします。

これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第10 議案第80号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について外7件

○内谷邦彦議長 それでは、日程第10、議案第80号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第17、議案第86号 令和7年度長井市下水道事業会計補正予算第2号までの8件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 提案説明を申し上げます。

議案第80号 長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、県の給与改定措置を踏まえ、給料表の改定等、所要の改正をいたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第79号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、市長、副市長、教育長等及び議会の議員に対して支給する期末手当の支給割合を改

定いたすため、ご提案申し上げます。

続きまして、議案第81号 令和7年度長井市一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に3億6,133万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ197億3,562万3,000円といたすものでございます。

このたびの補正は、歳出におきまして、議案第79号 長井市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正及び議案第80号の長井市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の所要額を関係各款項目に計上するほか、長井南産業団地関連の道路整備事業費を措置いたすものでございます。

歳入につきましては、国県支出金や市債等を計上し、不足する財源に財政調整基金繰入金を計上いたすものでございます。

また、第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為及び第4条の地方債につきましては、第2表、第3表及び第4表のとおり追加、変更いたすものでございます。

続きまして、議案第82号 令和7年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に19万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億3,475万6,000円といたすものでございます。

議案第83号 令和7年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に104万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,352万6,000円といたすものでございます。

議案第82号及び第83号の特別会計の補正につ